

河砂 第 140 号
平成 15 年 11 月 26 日

各土木事務所長 様

土木部河川砂防総室
砂防統括監

土砂災害防止法の手引き(案)等の送付及び説明会の開催について（依頼）

「土砂災害防止法」に規定される土砂災害警戒区域等の指定のための手引き(案)等を策定したので送付します。本手引き(案)等についての説明会を下記により開催するので、年末のお忙しい折恐縮ですが担当者の出席について配慮願います。

土砂災害警戒区域等の指定については、今年度から順次進める予定です。指定手続き、指定後の特定開発審査等について、遺漏の無いよう対応願います。

なお、管下市町村へは貴土木事務所から通知し、取りまとめをお願いします。

また、説明会出席者には、今回送付した手引きを持参して頂きますよう併せて連絡をお願いします。

記

- 1 日時・会場 別紙のとおり
- 2 次第 別紙（予定）を参照
- 3 送付資料 別紙のとおり
- 4 説明対象者 土木事務所の管理、企画検査、建築の各担当者
市町村の土砂災害、防災、建築の各担当者
行政センターの防災担当者

5 依頼

恐れ入りますが、下記について貴事務所管内市町村分をとりまとめ、12月15日（月）までに担当まで提出して下さい。

- (1)別添「出席者名簿」
- (2)別添「質問用紙」

担当：砂防室土砂災害対策スタッフ 太田、松村
電話：054-221-3041

土砂災害防止法の手引き（案）等説明会次第（予定）

1. 第1部（13：15～15：00）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の概要 砂防室

- (2) 「土砂災害防止法」における土砂災害警戒区域等指定の手引き（案）
河川砂防管理室、砂防室

- (3) 市町村防災計画における警戒避難体制整備ガイドライン 防災政策室、砂防室

- (4) 土砂災害特別警戒区域における建築確認について 建築安全推進室

2. 第2部（15：15～16：30）

- (1) 土砂災害防止法による特定開発行為等の手引き（案） 砂防室

- (2) 静岡県土砂災害防止に関する基礎調査マニュアル（案） 砂防室

（注）

市町村に関する手引き等については、第1部にまとめました。市町村の担当者は、第1部は必ず出席願います。

●説明会日時・会場

地区	日 時	会 場	対象土木事務所管内
東部	12月17日(水) 13:00～16:30	東部地域交流プラザ (パレット)1階第1会議室 JR沼津駅南口	下田、熱海、沼津、 富士
中部	12月19日(金) 13:00～16:30	中央ビル(静岡市内) 8階第2会議室	静岡、島田、御前崎
西部	12月22日(月) 13:00～16:30	袋井土木事務所 3階大会議室	袋井、天竜、浜松

●説明会送付資料

資 料	説 明
静岡県土砂災害防止に関する基礎調査マニュアル(案)	基礎調査に必要な、主に技術基準を定めたものです。全国版手引き(財・砂防フロンティア整備推進機構)に示されていない事項について県で定めたものです。 主に土木事務所の基礎調査担当者が使用します。
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」における土砂災害警戒区域等指定の手引き(案)	土砂災害危険箇所の基礎調査から区域の指定、公示、縦覧までの手続きを、県と市町村の事務の流れに従ってまとめたものです。 主に市町村の土砂災害担当課と土木事務所の管理・企画検査の担当者が使用します。
土砂災害防止法による特定開発行為等の手引き(案) ・手続き編 ・急傾斜地崩壊編 ・土石流編	土砂災害特別警戒区域(レッド)において、制限用途の開発に対して県の許可が必要となります。審査手続きを、県の事務の流れに従ってまとめた「手続き編」と審査基準をまとめた「技術基準」から成ります。 主に土木事務所の管理・企画検査の担当者が使用します。 また、特定開発は都市計画法の開発許可や建築基準法による建築確認とも関係することから、開発・建築担当者との調整が必要になります。
※土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備ガイドライン(案)	土砂災害警戒区域(イエロー)において、市町村地域防災計画に警戒避難体制を定めるにあたり、参考となる事項をまとめたものです。 主に市町村の防災担当者が参考とするものです。

※土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備ガイドライン(案)については、後日説明会までに送付します。